

第1章

憲法とは

第1節 国家と憲法

1 はじめに

人間は、社会を形成して生活する。その社会が一定の要件を備えるとき、それを「国家」とよぶ。

国家には、3つの要素が必要であるとされる。その3つの要素とは、①領土（領海・領空を含む）、②人、③権力（＝主権）である。

この国家の存在を基礎づける基本法が、通常「憲法」とよばれる法である。

2 「憲法」の概念

「憲法」の概念は多義的であるが、大きく分類すると、「形式的意味の憲法」と「実質的意味の憲法」がある。

「形式的意味の憲法」とは、憲法という名前でよばれる成文の法典を意味する。この意味の憲法は、どのような内容であるかを問わない。他方、「実質的意味の憲法」とは、ある特定の内容をもった法（不文法も含む）を憲法とよぶ場合である。これには、①固有の意味の憲法と②立憲的意味の憲法がある。

①固有の意味の憲法とは、国家の統治の基本を定めた法のことである。国家であれば、いつの時代でも、またどのような社会形態をとろうと、この意味の憲法は存在する。

②立憲的意味の憲法とは、権力を制限することにより、自由を保障しようという考え方を基本理念とする憲法である。この立憲的意味の憲法にこそ、憲法の存在意義があるといえる。憲法は、一方で守られるべき人権を列挙し、他方で国家の権力濫用を防止することによって、国民の権利・自由を守るという役割を果たしているのである。

■憲法の概念の整理

形式的意味の憲法	「憲法」という名前でよばれる成文の法典を意味する場合のこと ※その法典の、内容ではなく、名前に注目する	
実質的意味の憲法	ある特定の内容をもった法を憲法と呼ぶ場合のこと ※その法典の、名前ではなく、内容に注目する	固有の意味の憲法
	立憲的意味の憲法	国家の統治の基本を定めた法のこと 権力を制限することにより、自由を保障しようという考え方を基本理念とする憲法のこと

第2節 憲法の分類

1 はじめに

憲法の意味を理解するために、憲法は、伝統的に、さまざまな観点（形式、改正手続、制定主体）による分類の方法が示されてきた。

2 形式による分類

成文憲法	憲法が憲法典という法的文書の形式で存在する場合
不文憲法	憲法が憲法典という形式をとらず、普通の法律・慣習法等の形で存在する場合

3 改正手続による分類

硬性憲法	意義	通常の法律とは異なる特別の慎重・厳重な手続によらなければ変更することができない憲法
	長所	憲法の安定性と永続性を確保することができる
軟性憲法	意義	通常の法律の場合と同じ手続で変更することができる憲法
	長所	事情の変化に適応することができる

4 制定主体による分類

欽定憲法	君主によって制定される憲法
民定憲法	国民によって制定される憲法
協約憲法	君主と国民との合意によって制定される憲法

第3節 憲法の基本原理

1はじめに

日本国憲法は、「個人の尊厳」を究極の価値として、①基本的人権の尊重、
②国民主権、③平和主義の3つを基本原理としている。

2個人の尊厳

個人の尊厳とは、すべての人が個人として等しく尊重されなければならぬ
いという理念である。日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」
(13条前段)と述べている。

3基本的人権の尊重（自由主義）

基本的人権の尊重は、人が人として有する権利を国家によって妨害され
ないことを意味し、自由主義の原理に基づくものである。

この自由主義の原理は、①個人と国家の関係においては、国家に対する権
利・自由の主張というかたちであらわれ、②国家の組織内部においては、権
力分立というかたちであらわれる。

4国民主権（民主主義）

国民主権とは、国の政治を最終的に決定するのは国民であることを意味し、
民主主義の原理に基づく。

5平和主義

国が戦場になってしまえば、個人の尊厳の理念も、まったく意味をなさな
いものになってしまう。そこで、憲法は、平和主義を基本原理としている(前
文2項、9条)。

第4節 最高法規

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条第 1 項

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

憲法は、最高法規として法秩序の頂点に位置する。憲法の最高法規性は、日本国憲法が第 10 章で「最高法規」の章を設けて、98 条で憲法が「国の最高法規」であることを宣言していること（形式的最高法規性）に示されている。

もっとも、憲法が最高法規であることは、98 条があるからだけではない。憲法の最高法規性は、①通常の法律制定手続よりも加重された憲法改正の手続要件が課されていること（硬性憲法／96 条）、②憲法が国家権力を制限し、国民の人権を保障しているという憲法の内容の重要性（実質的最高法規性／97 条）にも求められる。